

7th sense

セブンセンス

セブンセンスグループ

セブンセンス税理士法人
セブンセンス社会保険労務士法人
セブンセンス行政書士法人
セブンセンス株式会社
株式会社アイクス
株式会社東京ビジネスセンター
セブンセンスマーケティング株式会社
セブンセンスR&D株式会社
株式会社セブンセンスファーム
セブンセンスFAIR株式会社
7TH SENSE GROUP SINGAPORE PTE. LTD.
<https://www.seventh-sense.co.jp/>



hmr
seventh sense



INDEX

セブンセンスグループ	P. 2
ちょっとITタイム	P. 4
書籍発刊のお知らせ	P. 5
中小企業向け賃上げ促進税制の改正の要点	P. 6
両立支援助成金 育児休業等支援コース	P. 8
物流業界に大きな影響を与える2024年問題	P. 9
健康経営プロジェクト 活動報告	P. 10
若者円卓会議 NEWS	P. 11



会計事務所業界をリードする、
それが、セブンセンスグループ。

セブンセンスグループは、
時代の変化に合わせて変化し続け、挑戦し続ける。
そしてこれからも、常に「お客様のために」を考え
お客様とともに成長し続けていきます。

Sense of Humor

企業理念

チャレンジング × チェンジング ≡ セブンセンス

Vision

お客様とともにグローバル・エコノミーを創出する

Mission

お客様から最高に信頼
される相談相手となる

社員とその家族の
well-beingを実現する

Value

圧倒的な
プロ意識を
持つ

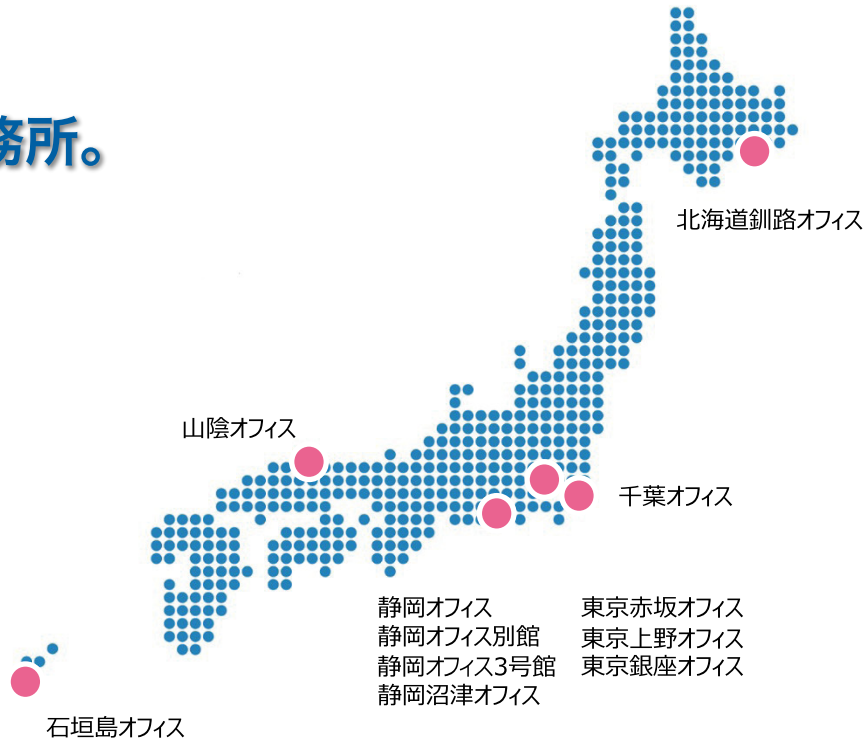
ハーフ
革命に
挑戦する

自己限定
を
しない

社会正義
に
貢献する

セブンセンスグループが基本理念に据える「Sense of Humor」
人には五つの感覚があり、第六感があり、そしてセブンセンスグループは七つ目の感覚として「ユーモア」を大事にしています。
日々に少しのユーモアをプラスする。たったそれだけのことで、プライベートも仕事も充実し、会社や社員の人生がより豊かで輝いたものになっていきます。そして、これによって新しい目線と自由な発想も生まれていきます。
これこそが、お客様と社員と企業に関わる全ての人々と、幸せな毎日を過ごすために大事だと考える、セブンセンスグループの「ユーモア」なのです。

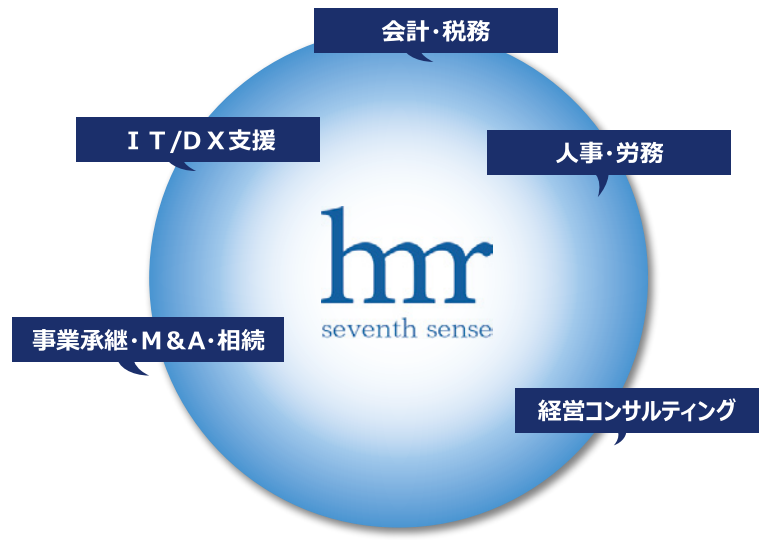
国内有数の総合型会計事務所。



会計・税務	会計・税務顧問業務をはじめとして、会社設立・資金調達などの創業支援、税務申告業務、国税庁OB税理士による税務調査対応など、多様なお客様へ会計・税務サービスを提供しています。	税務相談・申告 税務調査対応 会社設立・創業支援 会計コンサルティング 相続税対策・申告
人事・労務	給与計算や社会保険、労働保険の事務手続きなどの実務から、労働基準法その他法令に準拠した就業規則、賃金制度の作成、各種助成金の相談・手続き等。お客様のニーズに合わせ、細やかにサポートします。	人事労務 労働保険、社会保険 各種助成金に関する相談、 手続代行 給与計算代行
経営コンサルティング	50年以上の歴史と有資格者や各種専門家とのネットワークを生かしたコンサルティング。特に医療業種への相談実績は長く、多くの病院等を支援してきました。自社開発の業務管理ツールの提供も強みの一つです。	コンサルティング
事業承継・M&A・相続	後継者不足に悩む中小企業の事業承継やM&A支援を行います。また個人のお客様に向け、老後の悩みに寄り添う相続支援にもノウハウの蓄積があり、多くのお客様から信頼をいただいています。	事業承継 M&A 相続
IT/DX支援	業界に先駆けたIT導入による知見を基に、IT/DX化への各種コンサルティングも行っています。グループ内の「中小企業DX推進研究会」では日々、知見の充実と普及に携わっています。	IT/DX支援 BPO支援



※各拠点により対応が異なる場合がございます。





山口 高志

やまぐち たかし

中小企業
DX
推進
研究会
会長

■ITを使って仕事を
便利に楽しく出来る
よう、毎日情報収集
中です！



■生成AIの社内活用事例

一つ目は、『生成AIの社内活用』に関するお話です。2022年11月のChatGPTの一般公開から話題が絶えない生成AI。急速に開発が進み、業務効率化を目的とした社内活用の事例が日々登場しております。

今回は、その中から「身近な業務の効率化」を目的とした生成AIの活用事例をご紹介します。

・文章添削や資料作成

ご存じファミリーマートでは、株式会社Exa Enterprise AIが提供する「exaBase 生成AI powered by GPT-4」を導入し、自社の蓄積データをもとにした文章添削・アンケート集計等の自動化を試みています。

また、ゼネコンの株式会社安藤・間では、建築用語の参照に対応した燈株式会社が提供する「AKARI Construction LLM™」を導入し、業界の専門的な内容に対応する文章作成を実現しています。

・電子カルテからサマリー作成

佐賀県鹿島市の祐愛会織田病院では、株式会社オプティムの「OPTiM AI」を採用し、日々の入退院に伴う膨大な文章作成などを電子カルテの情報を用いて自動化。そして、同サービスはオンプレミス（クラウドでは無く！）環境で動作するため患者の個人情報保護にもつながっています。

・職員の習熟度に応じた案件振分

東京都練馬区は、富士通Japan株式会社と共同で、職員の習熟度と案件の難易度をAIが推定し、案件の割り振りを行う案件マッチングシステムを開発。住民税と国民健康保険料の未納対策業務の効率化を進めています。

■知っておきたい！災害時のネット情報の注意点。

災害発生時の情報収集の手段として広く使われるSNSですが、昨今悪質なデマが多く、大きな問題になっております。2016年の熊本地震の際は、地震発生直後に「動物園からライオンが逃げた」というデマが拡散されたり、昨今ではAIで生成したフェイク画像を用いた投稿も多数あり、年々デマの手口は巧妙化しております。そこで今回は、災害時のネット情報の注意点をお話いたします。国内外で大規模な災害発生が絶えない今だからこそ、ぜひご確認ください。

・災害が起きると真偽不明の災害情報が多く拡散されます。

たしかな情報源はあるか、添付された画像や動画に違和感を感じないかなど・・・様々な観点で真偽を確認しましょう。

・デマは局面によって傾向が変化します。

例えば、発生直後は偽の救助要請に関する投稿が多くなります。「拡散して人助けになれば・・・」という人の善意を悪用した投稿も多いためその時々で多くなるデマの特徴を把握し、惑わされないように注意しましょう。

・デマを投稿するアカウントは、救助要請を大量にしていたり情報商材に関する投稿を多くしている、という特徴があります。必ずアカウントの過去の投稿を確認しましょう。



その他、詳しい情報は「災害時の情報との向き合い方」(<https://news.yahoo.co.jp/pages/20240131>)に掲載されています。災害対策の一環として、ぜひご覧ください。

書籍発刊のお知らせ

「国際資産税」を基礎から紐解く！ 基礎から学ぶ海外資産の法務と税務

編著 セブンセンス税理士法人
著者 金田一喜代美
著者 布施永善
価格 2,200円(本体2,000円)
発行元 金融ブックス
発刊日 2024-3-1
ISBN 978-4904192962
サイズ A5判(296ページ)



セブンセンスグループでは2024年3月に『基礎から学ぶ海外資産の法務と税務』を上梓しました。富裕層に限らず、一般の会社員や主婦、学生でも海外投資が可能な時代背景を迎え、国際的な資産運用が身近な選択肢となっています。しかし、海外資産の保有には複雑な法務と税務の課題が伴います。

本書は、そんな皆様の疑問や不安を解消するための一冊となっており、以下のような方々にお勧めの書籍となっています。

- **国際的なポートフォリオを構築する投資家**
異なる国の金融市場や不動産市場に投資し、リスク分散や収益最大化を図る方々。
- **多国籍企業の経営者**
海外での事業活動に伴い、複数の国に財産を持つ必要がある方々。
- **国際的な生活を送る人々**
仕事やライフスタイルの選択として異国での生活を選び、国際結婚などで海外に資産を持つ方々。
- **税務上の理由で海外に資産を持つ方々**
税制優遇措置や相続税対策として海外資産の保有を検討している方々。

本書は、これらのニーズに応えるために、国際資産に関する法務と税務の基本的な概念について、具体例を交えて解説しており、以下の3章で構成されています。

- **第1章：金融資産**…海外金融資産を保有する場合の個人の所得税を中心に解説しています。
- **第2章：国際相続・贈与**…海外財産を持った場合の相続・贈与税について、海外の法務手続きと税務手続きをケーススタディで記述しています。
- **第3章：米国の資産税**…米国における具体的な税務手続き、所得税、相続税、年金資産の手続きや、米国を出国する場合の注意事項なども記載しました。

海外の資産を無事に保全できるか、また相続できるのか、事前に万全の策をする必要があるのか。特に生前にアセットアロケーションを行う場合の留意すべき点はどのようなことなのかなど。これらの解決のための第一歩としてぜひ当書籍をご活用ください。

令和6年度税制改正 中小企業向け賃上げ促進税制の改正の要点

京増 真一

きょうそう しんいち

千葉
オフィス

税理士
CFP®

■息子が教習所に
通い始めた影響で、
最近車の運転がおと
なしくなりました。「安
全第一」です



令和4年度税制改正により所得拡大税制から改称された賃上げ促進税制が、令和6年度税制改正によってさらに3年延長され、かつ拡充されました。今回は、大幅に強化された中小企業向け税制の内容についてみていきます。

そもそも「賃上げ促進税制」って？

賃上げ促進税制は、青色申告書を提出している企業や個人事業主が、従業員に支払う給与等を前年度より一定以上増加させた場合に、増加した金額の一部を法人税もしくは所得税から税額控除できるというものです。この制度を活用することで、給与アップや教育訓練の拡充にかかる負担を軽減できます。その税額控除額は、下記の算式で計算されます

(今年度の全雇用者に対する給与等支給額－前年度の全雇用者に対する給与等支給額) × 税額控除率 = 税額控除額 (ただし法人税額等の20%が上限)

令和6年3月31日までに開始する事業年度の場合、税額控除率は最大30%で、さらに教育訓練費の増加で上乗せ要件を満たした場合には最大40%になるというものでした。

令和6年度改正後の賃上げ促進税制の内容

賃上げ促進税制は企業規模別に3つにわかれており、必須要件による基本控除と上乗せ要件2種類による上乗せ控除が設けられています。

そのうち、今回紹介する中小企業向けの税額控除率は、必須要件を満たす場合の基本税額控除率が15%または30%で、上乗せ要件1を満たす場合は10%加算、上乗せ要件2を満たす場合は5%加算され、最大で控除率が45%となります。以下、要件等を見ていきましょう。

1.対象となる期間

法人	令和6年4月1日から令和9年3月31日までの期間内に開始する各事業年度
個人事業主	令和7年から令和9年の各年

なお、前事業年度に支払った給与等がない場合や、前事業年度がない新設法人は対象になりませんので注意が必要です。

2.適用となる中小企業者等

青色申告書を提出している者で下記のいずれかに該当する者

法人	資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人（同一の大規模法人から1/2以上の出資を受けている、2つ以上の大規模法人から2/3以上の出資を受けている法人は除外）
個人事業主	常時使用する従業員数が1,000名以下の個人事業主
協同組合	中小企業等協同組合、出資組合である商工組合など

3.対象となる給与

国内雇用者に対するパートやアルバイト、日雇い労働者も含む給与等が対象です。
ただし、法人の役員や役員の親族、個人事業主の親族などの給与は対象外ですので、注意しましょう。

4.税額控除率

		継続雇用の給与支給額（前年度比）	税額控除率	
基本		+1.5%以上	15%	
		+2.5%以上	30%	
上乗せ	要件1	教育訓練費が前年比+5%以上、かつ雇用者給与額の0.05%以上	10%	最大 45%
	要件2	子育てサポート企業の認定証である「くるみん」以上の取得、もしくは女性の活躍推進への取り組みが優良であることを示す「えるぼし認定のうち二段階目以上」を取得（新設）	5%	

※「くるみん認定」「えるぼし認定」の詳細はこちら↓

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html

5.控除不足額の繰り越し制度の新設

繰越額	賃上げ促進税制を適用してもなお控除しきれない金額
繰越期間	5年間の繰越しが可能となりました
繰越の手続	中小企業向け賃上げ促進税制の適用を受けた事業年度以後に、確定申告書に「繰越税額控除限度超過額の明細書」などの書類を添付する必要があります。
繰越後の制度適用要件	繰越税額控除制度を適用するには、繰越控除する事業年度において、「雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額を超えること」が必要です

中小企業者向け「賃上げ促進税制」について、みていきました。
通常だと従業員の賃上げをするのは、企業にとって大きな経済的負担です。
しかし、この制度を活用し雇用者給与を上げると、一定額の税額控除が受けられるようになるため、節税効果ができます。

そして中小企業の場合、思い切った賃上げもしにくいケースもあるため、このような制度を利用して負担を減らしながら賃上げできるのは大きなメリットです。

また、上乗せ要件である教育訓練費は要件が緩和されていますから、従業員のスキルアップ支援にも力をいれることができます。

もちろん、人件費の検討には、自社の経営状況を把握することが重要になります。
計画的進めていく必要がありますので、是非セブンスンスに相談ください。

両立支援助成金

(育児休業等支援コース)

労務部 山崎 岳彦
 やまさき たけひこ
 ■サッカーを始めた長男の影響でスタジアムでのサッカー観戦にはまっています。

東京赤坂
 オフィス
 特定
 社会保険労
 務士



両立支援助成金とは、優秀な人材を確保・定着させるために、仕事と育児・介護等の両立支援に取り組む事業主を支援する制度です。

育児休業等支援コースは、「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた**中小企業事業主**に支給するものです。

■支給額

① 育休取得時	30万円
② 職場復帰時	30万円

※①②とも1事業所2回まで（無期雇用労働者、有期雇用労働者1人ずつ）

■主な要件

①育休取得時

- 育児休業の取得、職場復帰についてプラン作成による支援を実施する方針の社内周知
- 労働者との面談を実施し、本人の希望等を確認・結果記録の上、プランを作成
- 対象労働者の育児休業（引き続き休業する場合は産前休業）の開始日の前日までに、業務の引き継ぎを実施し、対象労働者が連続3か月以上の育児休業（引き続き休業する場合は産後休業を含む）を取得
- 育児休業制度などを労働協約または就業規則に規定
- 育休復帰支援プランに基づき、対象の労働者の復帰までに職務や業務内容に関する情報及び資料の提供を実施

②職場復帰時

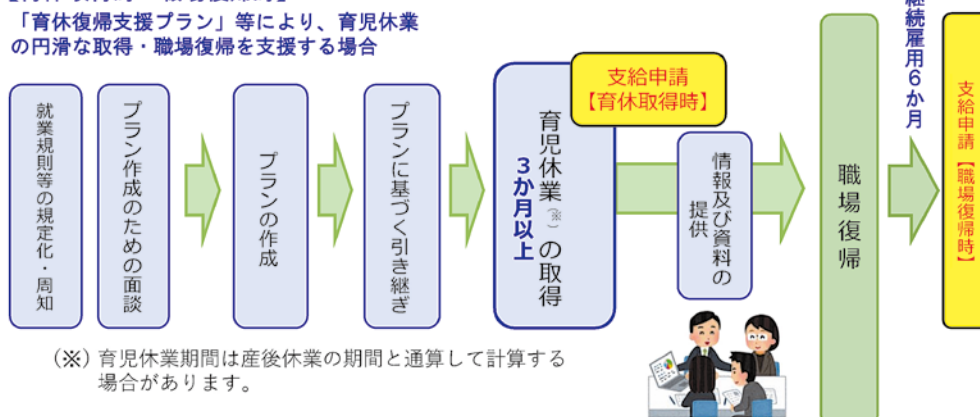
- 対象労働者の育児休業中に職務や業務の情報・資料の提供を実施
- 育児休業終了前にその上司または人事労務担当者が面談を実施し、面談結果を記録
- 対象労働者を原則として原職等に復帰させ、申請日までの間6か月以上継続雇用

支給申請までの流れ

(育休取得時・職場復帰時)

【育休取得時・職場復帰時】

「育休復帰支援プラン」等により、育児休業の円滑な取得・職場復帰を支援する場合



参考：厚生労働省HP

事業承継に関する大事なお話 物流業界に大きな影響を与える2024年問題

飯田 邦博

いいだ くにひろ

株式会社
アイクス

代表取締役

■趣味は、オートバイ
愛車は、カワサキ
ゼファー1100
年齢30歳を超えた愛
機、現在長期メイン
テナンス中！夏まで
に復活予定



元旦に起きた能登半島地震、1月2日に発生した羽田空港地上衝突事故、災害と事故で明けた2024年も早いもので半年が経過しました。

2019年4月より順次施行されている「働き方改革関連法」により社会全体としては労働環境の改善が行われてきました。適用まで5年間の猶予期間が与えられていた物流・運送・建設・医療業界に対しても2024年4月より適用が開始となり、懸念されていた諸問題が顕在化しはじめています。

2024年問題とは ～物流・運送業界～

2024年4月から物流・運送業界のトラックドライバーに対して、時間外労働規制が適用されることに伴い顕在化する諸問題をいいます。

物流・運送業界に与える影響

日本の物流の根幹はトラック輸送です。これまでの物流・運送業界は業務の特性上、長時間労働が常態化している業界でした。時間外労働が原則月45時間、年間360時間に規定されたことにより、一人当たりの拘束時間が制限され、運送距離にも限度が生じることとなりました。

企業においては労働時間の制限による人員確保、リレー輸送に伴う固定費の増加、物流速度の低下、労働者においては収入減少、消費者においてはサービスの低下等が顕在化し始めています。

一方、近年のコロナ禍の影響もありEC市場と言われるネット通販取引が増加し、加えてメルカリ等のリユース市場拡大に伴い、荷物の数は皮肉にも飛躍的に増えています。追い打ちをかけるように世界情勢の影響で燃料費の高騰も止まらず、企業経営者にとってコストは上がる一方です。

生活の変化

これまで日本の配送環境下における消費者は、過剰ともいえるサービスを知らず知らずのうちに受けてきました。当たり前のように「翌日配達」「時間指定」「再配達」「送料無料」等の余りにも便利なサービスに慣れてしまった我々消費者の思考を変える時が到来したといえるでしょう。

業界再編

事業承継の観点では、十数年前より物流業界は既に業界再編の傾向がありました。トラック所有台数を基準に業務の合理化、効率化を図るためには一定規模の台数を所有する必要があり、「30台の壁」「30台から50台へ」と言われていました。

全国区の輸送網を自社で築くためには、拠点を設置したリレー配送を行う必要があり、一層再編が進む可能性がある一方で、業種やエリアを絞ったニッチな市場で小回りを利かせる戦略も再注目されるかもしれません。

今後、物流業界は、「コスト」と「人繰り」「消費者のニーズ」にどう対応していくか、明確な経営戦略が求められます。

健康経営プロジェクト活動報告 健康イベントを開催！

happy 
wellness



■ 山陰オフィス 2024.04.06

山陰オフィスは、米子城跡をウォーキングしました。

かつては四層五重の天守閣を誇ったといわれる名城であり、現在では、米子市街を見渡すことができる絶景ポイントです。

天気にも恵まれ、城跡から見える景色は素晴らしく、小さいお子さんも楽しめたようです。

みなさんから「いいリフレッシュになった！」との声をいただきました。



■ 静岡オフィス 2024.04.06

静岡オフィスは、葵区平山でみかん狩りをしました。参加者は従業員の家族も含め20名。天候にも恵まれ、楽しい時間を過ごしました。

「スルガエレガント」という大きく皮も硬い種類ですが、その場で剥いて食べることもでき、みずみずしくとても美味しかったです！

自然の中で食べるお弁当も格別。普段小食のお子様がおにぎりを3個もペロリと食べ、ビックリというお声もありました。

お土産もたくさんいただき、大盛況でした。

■ 石垣島オフィス 2024.05.04

石垣島オフィスは、オフィス前から市街地を抜け、石垣市中央運動公園へ向けて片道3kmのウォーキングを敢行しました。

道中、ソウルフードの“オニササ”をもとめ知念商会さんへ立ち寄り、さまざまなフライとおにぎりが並ぶショーケースを前に、各自悩みながら選びました。

運動公園へ到着したあとは、「大なわとび」をしました。元・こどもたちは自身の脚へのしかかる重みに驚きながらも、全員で10回を跳びきり大いに盛り上がりました。ひとり用のなわとびも用意し、二重跳びにもチャレンジしましたが、“あのころ”の感覚を取り戻すのには時間が経ちすぎてしまったようです。

帰り道のパワー補給にオニササをほおばった後、再びスタート地点までウォークしてお開きに。

じんわり汗をかきリフレッシュできるイベントとなりました。



若者円卓会議とは



■ 概要

若者円卓会議は、**セブンセンスグループの10年後を創る**をテーマにし、若手メンバーを中心に、「やりたい！ やってみたい！」というチャレンジ精神を一つずつ形にするプロジェクトチームです。

活動の基本方針を【**夢・若さ・ユーモア**】として、社内交流イベントや業務改善コンテストの企画運営、SNS発信など多岐にわたる活動を行っています。

各チーム 活動内容

『今、セブンセンスグループでやってみたいこと・やるべきこと』を若手メンバーの目線で考え直し、【グループ間交流】【SNS・広報】【KAIZEN】という3つのチームで活動中です！
今回も、各チームリーダーより近況報告をさせていただきます！

【グループ間交流】

「ランチ交流会」

ランチタイムに全拠点をZoomで繋ぐ社内コミュニケーション企画「ランチ交流会」。20回目の開催となる2024年4月は上野オフィスの新入社員がゲストとして登壇し、大盛り上がりとなりました。今後も様々な企画を計画し、社員間のコミュニケーションの場を充実させていきます（*´▽`）



【SNS・広報】

「公式note」3年目に突入しました！

私たちチームが運営している公式noteでは、グループの諸活動、社員紹介、そして社内の日常に関する記事を「月1」で投稿しています。2022年4月より運営を開始し、この度、おかげさまで3年目に突入することができました。今後もグループをより身近に感じていただけるよう、魅力的な内容でお送りいたしますので、ぜひご覧ください！ → → → 「セブンセンスグループ note」で検索



【KAIZEN】

「チャレンジコンテスト」第3回開催に向けて準備中！

毎年の恒例行事となりつつある「チャレンジコンテスト」では、各社員から業務改善や社員間の交流の促進、健康経営等を目的としたアイデアを募り、採択されたアイデアがプロジェクトとして実現されています。そのコンテストの第3回目の開催が正式に決定いたしました。ただいま若者円卓会議メンバーで一生懸命、企画および開催準備を行っています！概要等決まりましたら、改めてご報告します。お楽しみに！



次回も、若者円卓会議の活動をたっぷりご紹介していきます！お楽しみに！

各種SNS 運営中

ぜひフォローをお願いいたします！



Facebook

グループのお知らせを
幅広く発信しています。



X (旧Twitter)

各拠点の担当者が、
日々の様子を、
発信しています。



Instagram

広報記事の更新情報を
チェックいただけます！



LINE

アニメーション動画で専
門情報がチェックできま
す！



note

特集記事を定期的に
掲載しております。

■ 東京赤坂オフィス

〒107-0052
東京都港区赤坂2-12-10
HF溜池ビルディング7階
Tel : 03-6426-5542

■ 東京上野オフィス

〒110-0005
東京都台東区上野3-14-1
UENO CUBE EXECUTIVE2,4,5階
Tel : 03-6803-2905

■ 東京銀座オフィス

〒104-0061
東京都中央区銀座8-18-3
銀座加藤ビル2階

■ 千葉オフィス

〒264-0029
千葉県千葉市若葉区桜木北3-23-22
深谷ビル2階
Tel : 043-234-9132

■ 北海道釧路オフィス

〒085-0814
北海道釧路市緑ヶ岡6-14-15

■ 静岡オフィス

〒422-8005
静岡県静岡市駿河区池田3875-92
Tel : 054-264-3171

■ 静岡オフィス 別館

静岡県静岡市駿河区池田3875-82

■ 静岡オフィス 3号館

静岡県静岡市駿河区池田3875-79

■ 静岡沼津オフィス

〒410-0056
静岡県沼津市高島町15-5
ぬましんCOMPASS 2F

■ 山陰オフィス

〒683-0801
鳥取県米子市新開6-3-15
Tel : 0859-21-1171

■ 石垣島オフィス

〒907-0012
沖縄県石垣市美崎町1-5
名嘉商会ビル2階

■ シンガポールオフィス

10 JALAN BESAR,
13-04, SIM LIM TOWER,
SINGAPORE (208787)

hmr
seventh sense

セブンスンスには、お客様の抱えるどのような課題にもお応えできるよう、税理士・社会保険労務士だけでなく、
中小企業診断士やファイナンシャルプランナーなど、各部門の専門家が多数在籍しています。

会社の事から人生に関わるプラン作りのことまで、
全てを信頼して任せてもらえる「ベストパートナーシップ」を目指しています。

税務・会計支援



税務会計にお悩みの方

起業・開業支援



会社設立・医院開業をお考えの方

相続・資産対策



資産形成にお悩みの方

人事・労務



人事・労務に関する手続き
人の問題でお悩みの方

コンサルティング



会社経営に関してお悩みの方

会計事務所向け



アウトソーシングをお考えの方